

# 福祉生活病院常任委員会資料

(平成21年8月21日)

〔件 名〕

- 1 「鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例」の一部改正案に係るパブリックコメントの実施結果について  
(循環型社会推進課)・・・1
- 2 中国電力株式会社による微量PCB混入の恐れがある機器の処理について  
(循環型社会推進課)・・・2

生活環境部

「鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例」の一部改正案に係るパブリックコメントの実施結果について

平成21年8月21日  
循環型社会推進課

1 意見募集期間

平成21年7月1日（水）から平成21年7月31日（金）

2 意見件数

(1) 総数 22件

| とりネット | ファクシミリ | 県民局経由 | 説明会 | 市町村照会 | 計  |
|-------|--------|-------|-----|-------|----|
| 1     | 3      | 1     | 10  | 7     | 22 |

(2) 主な意見と対応

ア 改正内容に係る意見（11件）

| 主な意見   | 対応   |
|--|--|
| ○改正案に賛成  | —  |
| ○焼却施設から排出されるダイオキシンは問題ないとの意見もあり、規制が厳しい。                           | 焼却施設の安全性にかかわらず、施設の設置自体が紛争の原因となるため、手続を義務づけるものである。                                 |
| ○排出事業場内に設置される焼却施設も対象にすべき。  | これまでの紛争事例は排出事業場外に設置されたものであったため、紛争につながりやすい施設について手続を義務づけるものである。                    |
| ○これから設置する施設のみを対象としても効果が少ない。                                      | 今後、新たな施設に係る紛争の防止を目的としており、十分効果があると考えている。  |
| ○処理能力が50kg/h未満の施設を対象外とするのはなぜか。50kg/h未満の施設も、設置場所の把握ができれば、行った方が良い。 | ダイオキシン法の事前手続として条例手続を義務づけるものであるため、同法の規模要件以上の施設を対象とするものである。なお、同法の規模未満の施設は把握が困難である。 |
| ○既設の焼却施設についても、処理状況報告を義務づけるべき。                                    | 既設の施設についても、今回の改正により処理状況の報告を義務づける。  |
| ○指定地域に設置する場合は許可制にすべき。  | 法律で届出となっているものについて条例で許可を義務づけることは、過度の規制となり適当ではない。                                  |

イ 条例全般に係る意見（4件）

| 主な意見  | 対応   |
|---|--|
| ○周辺住民の同意が必要とした方が良い。「住民の半数以上に説明し、了解を得る」といった条文を加えるべき。 | 法で義務づけられていない同意の取得を条例で義務づけることは適当ではない。   |
| ○住民との合意事項が守られているか把握し、指導できる仕組みを作してほしい。               | 事業者・住民間の合意については、両者で協定等を締結し、合意事項が守られているか把握し対応していただきたい。県も定期的に立入検査を行い、不適切な対応が確認された場合は厳正に指導する。 |
| ○手続が長期化しないよう説明会の必要回数を定めてほしい。                        | 説明状況等により、説明会の必要回数は異なるため、一律に回数を規定することは困難である。  |
| ○周知計画書が住民にわかりやすい文章となるように指導してほしい。                    | 今後、事業者を指導する際に留意する。   |

ウ その他の意見（7件）

| 主な意見                        | 対応   |
|-----------------------------|--|
| ○一定規模以上の産業廃棄物の保管場所を届出制にすべき。 | 現状を確認した上で条例の必要性について、別途検討する。                            |
| ○野外焼却の抜本的な解決を検討すべき。         | 不適正な焼却は法で禁止されているため、引き続き広報等で啓発を行うとともに、違反者に対しは指導等の措置を行う。 |

3 今後の予定

平成21年9月 9月議会に条例案付議  
平成22年1月 改正条例施行

# 中国電力株式会社による微量PCB混入の恐れがある機器の処理について

平成21年8月21日  
循環型社会推進課

中国電力株式会社（以下「中国電力」という。）から、5年前に同社の保養施設を解体した際、微量のPCB混入の恐れのあるコンデンサー（電気を一時的に蓄える装置）を通常の産業廃棄物として処分した可能性がある旨の報告を受けましたので、その概要を報告いたします。

## 1 経緯

- H21.3 微量PCBが付着した工事用具等を通常の産業廃棄物として処分していたことについて、中国電力が報道発表。（山口県周南市及び岡山市における事案）
- H21.5～7 同社が、過去の工事等における不適切事案の有無を点検し、その結果を各県に報告。（23件の不適切及び不適切と考えられる事案が判明（うち1件が本県の事案））
- H21.8.10 同社が23件のうち11件の詳細と再発防止策等を報道発表。

- ・法令に違反する不適切な事案…8件（本県は該当なし）
- ・事実確認ができないものの既に設備が処分された事案…3件（うち1件が本県の事案）
- ・今後、微量PCB含有の有無を確認する事案…12件（本県は該当なし）

## 2 事案の概要

- ・事案の概要：旧大山荘（中国電力の保養施設）の解体撤去工事において、コンデンサー1台を微量PCB含有の有無を確認しないまま処分したと考えられる。
- ・工事年月日：平成16年11月
- ・工事場所：旧大山荘（西伯郡大山町）
- ・廃棄物の種類：コンデンサー（絶縁油：約3L（約2.7kg））  
※平成14年までに製造されたコンデンサー等については、微量PCBが混入している可能性があり、廃棄時にPCB含有の有無について確認が必要

## 3 県の対応

- ・中国電力からの報告を受け、再発防止について指導するとともに、同社及び工事請負者への調査を実施。
- ・これまでの調査では、微量PCBが混入している可能性があるコンデンサーの具体的な処理状況は確認できていない。
- ・引き続き事実確認を行うとともに、不適切な事項が確認された場合、指導を行う方針。
- ・又、今後、廃電気機器等の保管事業者、又、産業廃棄物協会などの関係団体に対して、同様な事案が発生しないよう注意喚起を図る予定。

### （参考）PCB廃棄物の処理

- ・PCB廃棄物の処理については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（略：PCB特別措置法）に基づき平成28年7月までの処理が義務づけられており、同法に基づく基本計画により高濃度のコンデンサー、トランス等は日本環境安全事業（株）の全国5カ所の施設で処理されることとなっており、本県分は来年3月から北九州事業所で処理が開始される。
- ・一方、微量PCB混入廃電気機器等（絶縁油及び電気機器の製造過程等において意図しない形で微量PCBが混入したトランス等）については、日本環境安全事業（株）の施設での処理対象外となっており、今般、国において無害化処理（焼却・洗浄）の方法が概ね固まり、今後、無害化認定を受けた民間施設で処理が開始される見込み。